

特定土砂等管理（トレーサビリティ）法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

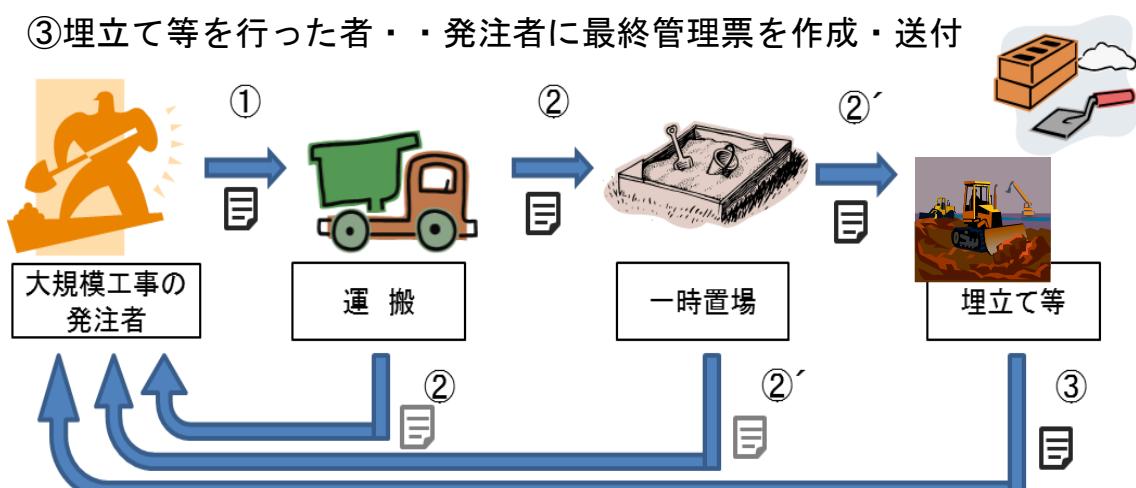
不適切に積み上げられた建設残土が崩壊する事故が度々発生しているところ、リニア建設等の大規模工事が着工され、また予定されるなか、大規模工事から発生する土砂等の使途・行方が不透明であることが、建設残土の不適切な管理の温床となっている。

→ 大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（トレーサビリティの制度）を設ける必要がある。

建設残土の不適切な管理による災害の防止・生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度（管理票の交付・送付及び最終管理票の送付による当該土砂等の行方を追跡・把握することを可能にする制度）を創設し、当該土砂等が最終的に処分されるまでの間、大規模工事の発注者が当該土砂等の状況を把握することができるようとする。

大規模工事に係る土砂等の管理に関する制度のイメージ

- ①発注者 · · · · · 土砂等の引渡しに際し、管理票を作成・交付
- ②運搬者等 · · · · · 土砂等の引渡しに際し、管理票を作成・交付
その写しを発注者に送付
- ③埋立て等を行った者 · · 発注者に最終管理票を作成・送付



※大規模工事 · · 発生する土砂等の見込量が 500 万m³を限度として工事の態様等を勘案して政令で定める体積を超える工事